



2026 年 5 月 25 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 カ イ ノ ス
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 長 津 行 宏
(コード番号 4556 東証スタンダード)
問 合 せ 先 常務取締役管理本部本部長 林 司
(TEL. 03-3816-4123)

株式併合、単元株式数の定め廃止及び定款の一部変更に係る承認決議に関するお知らせ

当社は、2026 年 4 月 22 日付で公表した「株式併合、単元株式数の定め廃止及び定款の一部変更に関するお知らせ」（以下「2026 年 4 月 22 日付当社プレスリリース」といいます。）においてお知らせいたしましたとおり、株式併合、単元株式数の定め廃止及び定款の一部変更に係る各議案について、本日開催の当社の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）に付議いたしましたところ、いずれも原案どおり承認可決されましたので、下記のとおりお知らせいたします。

この結果、当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）は、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）の有価証券上場規程に定める上場廃止基準に該当することとなります。これにより、当社株式は、2026 年 5 月 25 日から 2026 年 6 月 10 日までの間、整理銘柄に指定された後、2026 年 6 月 11 日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社株式を東京証券取引所のスタンダード市場において取引することはできませんので、ご留意くださいますようお願いいたします。

記

1. 第 1 号議案（株式併合の件）

当社は、2026 年 4 月 22 日付当社プレスリリースにてお知らせいたしましたとおり、以下の内容の株式併合（以下「本株式併合」といいます。）に関して必要なご承認をいただくため、本臨時株主総会を開催いたしました。

- ① 併合する株式の種類
普通株式

- ② 併合比率
当社株式について、235,000 株を 1 株に併合いたします。

- ③ 減少する発行済株式総数
4,394,942 株（注）

（注）減少する発行済株式総数は、2026 年 4 月 10 日現在の当社の発行済株式総数（4,558,860 株）から、2026 年 4 月 22 日開催の取締役会において決議した、2026 年 6 月 12 日付で消却する予定の自己株式 163,900 株（(i) 2026 年 4 月 10 日時点で所有する自己株式（109,700 株）の数に、当社が今後無償取得を行う予定の(ii) 当社の「株式給付信託（BBT）」の信託財産として受託者である株式会社日本カストディ銀行（信託 E 口）が所有する当社株式（54,200 株）を加えた株数に相当）を除いた株式数を前提としております。

- ④ 効力発生前における発行済株式総数
4,394,960 株（注）

(注) 当社は、2026 年 4 月 22 日開催の取締役会において、2026 年 6 月 12 日付で、自己株式 163,900 株
(i)2026 年 4 月 10 日時点で所有する自己株式(109,700 株)の数に、当社が今後無償取得を行う
予定の(ii)当社の「株式給付信託(BBT)」の信託財産として受託者である株式会社日本カストディ
銀行(信託E口)が所有する当社株式(54,200 株)を加えた株数に相当)を消却することを決議
しておりますので、「効力発生前における発行済株式総数」は、当該消却後の発行済株式総数を記
載しております。

⑤ 効力発生後における発行済株式総数

18 株

⑥ 効力発生日における発行可能株式総数

72 株

⑦ 1 株未満の端数が生じる場合の処理の方法並びに当該処理により株主に交付されることが見込まれる金銭の
額

- (i) 会社法第 235 条第 1 項又は同条第 2 項において準用する同法第 234 条第 2 項のいずれの規定による処
理を予定しているかの別及びその理由

本株式併合により、Flowers 株式会社(以下「公開買付者」といいます。)及び旭化成セラピューティ
クス株式会社(以下「本不応募合意株主」といいます。)以外の株主の皆様が保有する当社株式の数は、
1 株に満たない端数となる予定です。

本株式併合の結果生じる 1 株未満の端数については、その合計数(会社法(平成 17 年法律第 86 号。
その後の改正を含みます。以下同じです。))第 235 条第 1 項の規定により、その合計数に 1 株に満たない
端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。)に相当する数の株式を売却し、その端数に応じて、
その売却により得られた代金を株主の皆様へ交付します。

当該売却について、当社は、当社株式が 2026 年 6 月 11 日をもって上場廃止となる予定であり、市場
価格のない株式となることから、競売によって買受人が現れる可能性はほとんど期待できないこと、本
株式併合が、当社の株主を公開買付者及び本不応募合意株主のみとし、当社株式を非公開化するため
に行われるものであり、かかる目的との関係では公開買付者が端数相当株式の買受人となるのが整合的
であること、及び当社において自己株式を増加させる必要も存しないことなどを踏まえて、会社法第 235
条第 2 項の準用する同法第 234 条第 2 項の規定に基づき、裁判所の許可を得て公開買付者に売却するこ
とを予定しております。

この場合の売却額は、上記裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、本株式併合の効力発生日の
前日である 2026 年 6 月 14 日の最終の当社の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様が所有する当社
株式の数に本公開買付価格と同額である 2,285 円を乗じた金額に相当する金銭を各株主の皆様へ交付で
きるような価格に設定する予定です。ただし、裁判所の許可が得られない場合や計算上の端数調整が必
要な場合等においては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあります。

- (ii) 売却に係る株式を買い取る者となると見込まれる者の氏名又は名称

Flowers 株式会社(公開買付者)

- (iii) 売却に係る株式を買い取る者となると見込まれる者が売却に係る代金の支払のための資金を確保す
る方法及び当該方法の相当性

公開買付者は、本株式併合により生じる端数の合計数に相当する当社株式の取得にかかる資金につ
いては、本公開買付けの成立後、本公開買付けの決済時までの期間において実施された、デンカ株式会
社(以下「デンカ」といいます。)による公開買付者の普通株式の引受けによる出資及び株式会社日本政策
投資銀行(以下「DBJ」といいます。)による公開買付者の A 種種類株式(無議決権株式)の引受けによる
出資により賄うことを予定しているとのことです。

そして、当社は、公開買付者が 2026 年 2 月 9 日に提出した公開買付届出書並びに同書に添付された公
開買付者及び DBJ の出資証明書を確認することによって、公開買付者の資金確保の方法を確認しており
ます。また、公開買付者によれば、本株式併合の結果生じる 1 株未満の端数の合計数に相当する当社株
式の売却代金の支払いに支障を及ぼす可能性のある事象は発生しておらず、また今後発生する可能性も
認識していないとのことです。

したがって、当社は、本株式併合の結果生じる 1 株未満の端数の合計数に相当する当社株式の売却代

金の支払いのための資金を確保する方法については相当であると判断しております。

(iv) 売却する時期及び売却により得られた代金を株主に交付する時期の見込み

当社は、2026 年 6 月下旬を目途に会社法第 235 条第 2 項の準用する同法第 234 条第 2 項の規定に基づき、裁判所に対して、本株式併合の結果生じる 1 株未満の端数の合計数に相当する当社株式を公開買付者に売却することについて許可を求める申立てを行うことを予定しております。当社は、当該裁判所の許可を得て、2026 年 7 月下旬を目途に当該当社株式を公開買付者に売却し、その後、当該売却により得られた代金を株主の皆様へ交付するために必要な準備を行った上で、2026 年 9 月下旬を目途に当該代金を株主の皆様に対して交付することを見込んでおります。

当社は、本株式併合の効力発生日から売却に係る一連の手續に要する期間を考慮し、上記のとおり、それぞれの時期に、本株式併合の結果生じる 1 株未満の端数の合計数に相当する当社株式の売却が行われ、また、当該売却代金の株主への交付が行われるものと判断しております。

2. 第 2 号議案（定款一部変更の件）

- (1) 本株式併合に係る議案が本臨時株主総会において原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、会社法第 182 条第 2 項の定めに従って、当社の発行可能株式総数は 72 株となります。この点を明確にするために、本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第 6 条（発行可能株式総数）を変更するものであります。
- (2) 本株式併合に係る議案が本臨時株主総会において原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、1 株以上の当社株式を有する者は Flowers 株式会社及び旭化成セラピューティクス株式会社のみとなる予定であり、また、本株式併合の実施に伴い当社株式は上場廃止となるため、会社法第 165 条第 2 項の定めに基づく取締役会決議による自己株式取得に係る規定はその必要性を失うこととなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第 7 条（自己の株式の取得）の全文を削除し、当該変更に伴う条数の繰り上げを行うものであります。
- (3) 本株式併合に係る議案が本臨時株主総会において原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、当社の発行済株式総数は 18 株となり、単元株式数を定める必要がなくなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、現在 1 単元 100 株となっている当社株式の単元株式数の定めを廃止するため、定款第 8 条（単元株式数）及び第 9 条（単元未満株式についての権利）の全文を削除し、当該変更に伴う条数の繰り上げを行うものであります。
- (4) 本株式併合に係る議案が本臨時株主総会において原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、当社株式は上場廃止となるとともに当社の株主は公開買付者及び本不応募合意株主のみとなるため、定時株主総会の基準日に関する規定及び株主総会資料の電子提供制度に係る規定はその必要性を失うこととなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第 12 条（基準日）及び第 15 条（電子提供措置等）の全文を削除し、当該変更に伴う条数の繰り上げを行うものであります。

なお、当該変更の内容の詳細は 2026 年 4 月 22 日付当社プレスリリースに記載のとおりです。

また、当該定款の一部変更は、本株式併合の効力が生じることを条件として、本株式併合の効力発生日である 2026 年 6 月 15 日に効力が発生する予定です。

3. 株式併合の日程

臨時株主総会開催日	2026 年 5 月 25 日（月）
整理銘柄指定日	2026 年 5 月 25 日（月）
当社株式の売買最終日	2026 年 6 月 10 日（水）（予定）
当社株式の上場廃止日	2026 年 6 月 11 日（木）（予定）
本株式併合の効力発生日	2026 年 6 月 15 日（月）（予定）

以 上